

【特定福祉用具（特定介護予防）販売サービス 重要事項説明書・契約書】

1 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名 : やまだや	所在地：鳥取市大覚寺150-87		
管理者の氏名：山田 宏	電話番号：0857-29-3118	FAX番号：0857-30-5778	
事業所番号: 第3170103018号	サービス種類：特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）販売		
サービスを提供する地域：鳥取市・八頭郡・岩美郡			
法人名称：株式会社BANG	代表者名：山根 浩二	所在地	鳥取市大覚寺150-87

(2) 事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	計	業務内容
管 理 者	福祉用具専門相談員	1		1	従業員の管理及び業務指示、指揮命令
サ ー ビ ス 従 事 者	福祉用具専門相談員	4		4	福祉用具の相談、選定、納品等
事 務 職 員		2		2	介護給付等の事務全般

(3) サービス提供の時間帯

営業日	平日8:30～17:30
営業しない日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始

(4) 取扱種目

特定福祉用具販売の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働省が定める特定福祉用具の種目に基づき下記の通りとする。なお特定福祉用具を提供した購入金額は別途料金表によるものとし、当該特定福祉用具販売が法定代理受領であるときには利用者負担割合に応じた額とする。

1. 腰掛け便座	6. 排泄予測支援機器
2. 自排泄処理装置の交換可能部品	7. 固定用スロープ
3. 入浴補助用具	8. 歩行器
4. 簡易浴槽	9. 単点杖
5. 移動用リフトの吊り具部分	10. 多点杖

第1条 事業の目的

事業者は、利用者に対して適切な特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を用いて利用者の心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を選定し、その相談及び販売を行います。

第2条 運営方針

- (1) 事業者は特定福祉用具（介護予防特定福祉用具）において、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の選定、援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- (2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）を販売すること。
- (3) 提供する特定福祉用具（介護予防特定福祉用具）販売の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- (4) 提供するサービスの第三者評価は設けておりません。
- (5) サービス実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

第3条 サービスの内容

- (1) 利用者の心身の状況、希望、住居環境等を踏まえて、適切な特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の選定の援助、設置、調整適合、使用方法の説明、故障等の対応等を説明し、商品を納品するものとします。
なお、搬入及び搬出の日時は、利用者及び家族の希望に応じます。
- (2) 事業者はサービス利用に当たって、事故防止のための注意事項を説明し、取扱説明書を交付します。

第4条 利用者の義務

- (1) 利用者は特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）について定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守するものとします。
- (2) 利用者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し又は貸借することはできません。
- (3) 利用者は、転居、入院、死亡など、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の利用状況に変化があった場合には速やかに事業者に通知するものとします。

第5条 利益供与の禁止

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対価として、金品その他財産上の利益を供与してはならないものとします。

第6条 購入費用について

- (1) 利用者負担金は、以下の支払方法でお支払いいただきます。

なお、口座自動振替日は月末締め翌月25日（休日や祭日となる場合には翌営業日）となります。

□ 口座自動振替	□ 現金払い	□ 自己負担なし	□ 受領委任支払い	□ 償還支払い
----------	--------	----------	-----------	---------

- (2) サービスが介護保険の適用を受ける場合は、利用者負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

- (3) サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額（10割）をお支払いいただきます。

- (4) 事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

- (5) 通常の実施地域以外で行う、特定福祉用具販売に要した交通費並びに運搬費は、あらためて利用者又はその家族に対し請求はしないものとします。

□ サービス提供確認事項	□ 適合確認	□ 使用方法、注意事項説明	□ 取扱説明書交付	□ 使用前点検
--------------	--------	---------------	-----------	---------

販売商品名及び料金

	種目	品名	数量	金額	利用者負担金
1					
2					
3					
4					

第7条 キャンセル料

当社指定の試用期間内でのキャンセル料金は発生いたしません。

第8条 個人情報の取り扱い

- (1) 利用者の個人情報については個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業所が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。なお利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (2) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。
- (3) 利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するサービス担当者会議や多職種連携を伴う各種会議において開催の要請があった場合には「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全性に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等を活用し参加することとする。なお利用者等が参加して実施する各種会議においては上記内容に加え、利用者の同意を得るものといたします。

第9条 秘密の保持

事業者及び事業者の使用者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

第10条 高齢者の虐待防止について

事業者は利用者的人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の未然防止・虐待等の早期発見・虐待等への迅速かつ適切な対応が図れるよう、必要な体制の整備を行うとともに虐待の防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のために対策を検討する委員会を年に2回以上、定期的に開催するとともに、その結果において従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待防止のための研修を年に1回以上実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。
- (5) 介護サービス情報公表システムに虐待防止に関する取組状況を登録し体制整備を図る。

担当者	山田 宏
-----	------

第11条 身体拘束等の適正化の推進について

利用者はまたは他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととする。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記載することとし、当該記録は2年間保管するものとする。また介護情報公表システムに身体的拘束の適正化に関する取組情報を登録し体制整備を図る。

第12条 ハラスメントの防止対策について

事業所は適切な福祉用具販売の提供を確保するために、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発する。

(2) 相談（苦情）に対応する担当者を決定し、相談への対応のための窓口を定め、従業者に周知することとする。

担当者	山田 宏
-----	------

第13条 感染症対策について

感染症の発生及び蔓延の防止として以下の措置を講ずるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上実施するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を年に1回以上実施する。
4. 定期的に感染症予防対策の見直しを行い、必要に応じて感染症予防マニュアル・指針の計画の変更を行うこととする。

担当者	山田 宏
-----	------

第14条 業務継続について

感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための措置を講ずるものとする。

1. 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講ずる。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施する。
3. 定期的に業務継続計画を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととする。

担当者	山田 宏
-----	------

第15条 事故発生時の対応

事業者は利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事故の状況及び事故に対して行った処置について記録するものとする。
- (2) 利用者に対してサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

第16条 相談窓口、苦情対応

(1) 事業者は、利用者からの特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）に対する相談、苦情等に対応する窓口を設置し迅速かつ適切に対応します。

(2) 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

担当者	山田 宏	電話：0857-29-3118	FAX：0857-30-5778
-----	------	-----------------	------------------

◆以下の公的機関においても苦情申し出等が可能です。

公的機関相談窓口	電話番号
鳥取県庁 長寿社会課 介護保険担当	0857-26-7860
鳥取市役所福祉部 長寿社会課	0857-20-3452
鳥取県国民健康保険団体連合会	0857-20-2100
鳥取県福祉サービス運営適正化委員会	0857-59-6335

公的機関相談窓口	電話番号
岩美町役場 保健福祉課	0857-73-1333
八頭町役場 保険課	0858-76-0211
若桜町役場 町民福祉課	0858-82-2233
智頭町役場 福祉課	0858-75-4102

第17条 損害賠償責任保険

保険会社及び保険内容	株式会社 全福サービス	対人賠償・対物賠償・受託物
------------	-------------	---------------

事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

第18条 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 特定福祉用具の利用は、取扱説明書に従って使用、管理していただきますようお願い致します。

(2) サービス従業員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

第19条 サービス提供と内容の記録及び保管

(1) 事業者は居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画が作成されている場合には当該居宅サービス計画の内容に沿って特定福祉用具販売計画を作成いたします。なお福祉用具貸与の利用がある場合には福祉用具貸与計画と一緒に作成いたします。作成した特定福祉用具販売計画内容を利用者及びその家族に対し説明し利用者のご希望に応じて紙媒体または電子媒体にて同意を得ます。

(2) サービス従業員は、常に身分証を携行し、提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(3) 事業者は、サービスの提供記録を契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧または交付いたします。なお提供記録内容においては以下の方法にて対応いたします。

①紙媒体に複写して交付 ②電子媒体をメディアに記録して交付 ③電子媒体をメール等に添付して交付
ただし提供記録の交付に際して事業所は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(4) 事業者はサービスを提供するに当たり、商品特徴や販売価格を利用者に説明いたします。また福祉用具販売計画の作成を行い、特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の提供にあたるとともに利用者及びケアマネジャーに福祉用具販売計画書を交付します。なお交付に関しては利用者のご希望に応じて紙媒体または電子媒体にて対応いたします。また特定福祉用具販売のモニタリングを適切に実施、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具サービス計画書の記載事項にモニタリングの時期を明記するものとする。

(5) 福祉用具専門相談員は利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から以下の福祉用具において貸与と販売の選択制の導入に対して対応を行うこととする。

①固定用スロープ②歩行器（歩行車を除く）③単点杖（松葉杖を除く）④多点杖

1. 選択制の福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分に説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の心身の状況を踏まえ、提案を行うこととする。

2. 福祉用具貸与について選択制の対象福祉用具の提供に当たっては福祉用具専門相談員が利用開始後の6ヵ月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

3. 特定福祉用具販売について選択制の対象福祉用具の提供に当たっては福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認するとともに、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うように努めることとする。また利用者に対し商品不具合時の連絡先の情報を提供するものとする。

第20条 居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターとの連携

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センター及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。
- (2) 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は速やかに居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターへの連絡調整等の援助を行います。

第21条 利用者代理人

利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第22条 裁判管轄

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条 契約外事項

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第24条 協議事項

この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

特定福祉用具販売サービスを利用するにあたり下記の通り契約を締結いたします。

- ・重要事項の説明及び交付を受け同意いたします。
- ・特定福祉用具販売サービス利用契約の説明及び交付を受け同意いたします。
- ・選択制対象の福祉用具に関する説明及び選択に必要な情報の提供と提案を受け、購入に同意いたします。
- ・個人情報における取扱いの使用について同意いたします。

なお上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

〈利用者〉

住所

氏名

〈事業者〉

所在地

鳥取市大覚寺150-87

株式会社B A N G

事業者名

代表取締役 山根 浩二

印

〈代筆者・代理人〉

住所

〈事業所〉

事業所名

やまだや

福祉用具専門相談員

説明者

印

〈続柄〉

〈氏名〉

印

〈代筆理由〉

第8条に規定する個人情報の使用について家族の同意

〈続柄〉

〈氏名〉

印

〈続柄〉

〈氏名〉

印

〈続柄〉

〈氏名〉

印